



役員の大任登録とは

株式会社など法人の役員には、任期があります。

会社法では、取締役は2年、監査役は4年の任期と規定されていますが、一般的な中小企業等のいわゆる“**非公開会社**”（会社法上の言い方です。非上場会社とは若干異なります）であれば、任期をそれぞれ10年に伸張する事が可能です。

従って任期を定款で10年に伸張している会社でも、10年経てばやはり役員の変更登録は必要です。

まだるっこしいことはやめて、よりシンプルに感じですね。



例えば、甲野一郎取締役の任期が満期になった、という場合、基本は“**年月日付退任、年月日付就任**”と登録するのですが、

もし甲野取締役が任期満了でそのまま取締役を継続するのであれば、簡単に“**年月日付大任**”と登録することが認められています。これが**大任登録**といわれるものです。

ただし条件があります。

条件1. 前回と同じ役職であること

取締役の場合であれば、大任されるのはやはり取締役でなければなりません。（監査役などだめです。ただし、同じ取締役でも常務が専務に昇格する、など会社法では規定されていない、よくある内部規定的な役職はこの限りではありません）

条件2. 時を置かずに選任されること

平たく言えば間が空いちゃうとダメということ。
例えば任期満了日が到来したが、株主総会等が開かれなかったため結果的に再度選任されたのが3日後だった、なんて場合は大任とはみなされません。

再任は再任でも、退任と同時に同一人物が時を置かず引き続き就任する場合は大任ということですね。

なお、代表取締役の場合も、また実際はほとんど利用されていない会計参与などの場合も同様に大任登録が認められています。

会社登録のご相談は、F&Partnersへ！

今週の
お客様の**声**

依頼して
良かった点は？

大阪市 やました様

私共の立場に立って、親身になって話を頂いたので

